

(目的)

**第1条** この要綱は、幕別町の魅力を効果的に発信するためにシンボルマークを使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、シンボルマークは別図のとおりとする。

(使用者の範囲)

**第3条** シンボルマークを使用する者の範囲は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 幕別町内に住所を有する個人
- (2) 幕別町内で活動する団体等
- (3) 幕別町内で事業を行う者
- (4) その他町長が認めるもの

(使用対象事業)

**第4条** シンボルマークの使用は、幕別町の魅力の発信に資する事業で、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 行事やイベントの配付物等
- (2) インターネットや紙媒体等による情報発信等
- (3) 幕別町で事業を行う者が製造又は生産する地場産品等の販売
- (4) その他町長が認めるもの

(使用料)

**第5条** シンボルマークの使用料は、無料とする。ただし、シンボルマークの使用に係る経費については、使用者の負担とする。

(使用申請)

**第6条** シンボルマークを使用する場合、使用者は、幕別町シンボルマーク使用承認申請書(様式第1号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、幕別町、幕別町が出資する法人又は幕別町内の公共的団体については、この限りでない。

2 町長は、申請に基づきこれを審査し、適正と認めた場合は、幕別町シンボルマーク使用承認通知書(様式第2号)を申請者に交付する。

(遵守事項)

**第7条** 使用者は、シンボルマークを使用の承認を受けた目的以外に使用してはならない。

2 使用者は、使用の承認により生じた権利について、第三者に譲渡又は転貸してはならない。

3 使用者は、シンボルマークを自己の商標又は意匠として使用してはならない。

4 使用者は、シンボルマークのイメージを損なわないよう責任をもって使用しなければならない。

5 シンボルマークは変更してはならない。ただし、軽微な変更について、町長が認めた場合は、この限りでない。

6 シンボルマークの使用に関する責任は、全て使用者が負うものとする。

(使用承認の取消)

**第8条** 町長は、前条に規定する遵守事項が守られていないと判断したときは、使用の承認を取り消すことができるものとする。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消した場合には、幕別町シンボルマーク使用承認取消通知書(様式第3号)を承認を取り消された使用者に交付する。

3 第1項の規定による承認の取消しにより、使用者等が損害を受けた場合において、幕別町はその賠償の責めを負わない。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は平成28年2月6日から施行する。

別図(第2条関係)

様式第1号(第6条関係)

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第8条関係）